

令和 8 年度県央圏域地域おこし協力隊定着促進事業企画運営等業務

業務仕様書

令和 8 年 3 月
盛岡広域振興局

令和8年度県央圏域地域おこし協力隊定着促進事業企画運営等業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県央圏域地域おこし協力隊定着促進事業企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

地域おこし協力隊及びその経験者の相互連携や交流ネットワークの形成を通じて、県央圏域における地域おこし協力隊の活動の更なる充実を図り、任期終了後の地域定着を促進するとともに、地域おこし協力隊を希望する者が県央圏域を活動の拠点として選択する契機とするため、交流の機会を創出するもの。

併せて、地域おこし協力隊の定着促進に向けたフォローアップを行うもの。

(2) 委託期間及び委託料の上限額

ア 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

イ 委託料の上限額

1,930千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 業務の概要

上記1（1）趣旨に記載する目的を達成するため、以下の内容を実施する。

ア 地域おこし協力隊等交流会の開催

イ 地域おこし協力隊の活動状況や課題把握等による定着に向けたフォローアップ

(2) 地域おこし協力隊等交流会の開催

ア 対象者

(ア) 県央圏域で活動する地域おこし協力隊及び経験者等

(イ) 県央圏域で地域おこし協力隊を希望する者（お試し地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターン含む）

イ 開催場所

盛岡市内を想定しているが、管内市町であれば可

ウ 開催方法

原則対面形式とすること。なお、オンライン形式と併せて行うことを妨げない。

エ 実施回数

2回以上

オ 定員及び1回当たりの所要時間

提案すること。

カ 主な内容

(ア) 交流テーマの選定

- ① 参加者が自らの活動内容や関心を持つ分野に応じて交流できるテーマについて、事前に県と協議の上、選定すること。
- ② 選定したテーマは、交流会の運営状況や参加者の希望を踏まえ、事前に県と協議の上、2回目以降の変更を認めるものとする。

(イ) 交流プログラムの企画・実施

- ① 参加者の活動分野に応じたミニチームを編成し、参加者同士が互いの活動内容への理解を深めるとともに、相互連携や交流ネットワークの形成につながるプログラムを提案すること。
- ② 編成されたミニチームを中心に、コミュニケーションツールを活用し、交流会後も継続的な交流が促進される仕組みを盛り込んで提案すること。
- ③ 上記に加え、相乗効果の発現を促す内容があれば提案すること（例：模擬的な共同活動をテーマとしたワークショップ等）。

(ウ) 参加者募集

- ① 地域おこし協力隊の現役隊員、経験者及び希望者の交流機会を創出することにより、経験者の知見を現役隊員の活動支援や定着促進に生かすとともに、希望者が県中央圏域を選択する契機とするため、経験者や希望者の参画を促す広報を実施すること。
- ② 参加者をより多く募るための手法を提案すること。

(エ) ファシリテーターの配置

- ① 参加者間の対話促進及びネットワーク形成に資する進行を行うため、県と事前に協議の上、ファシリテーターを配置すること。
- ② ファシリテーターへの対応交渉、内諾の取り付け及び当日運営に必要な事前調整を行うこと。

キ 管理・運営

- (ア) 参加者募集のための広報、参加希望者の受付・取りまとめ、ファシリテーターの調整、会場の手配、資料調製、当日運営等の一切の事務を行うこと。

ク アンケート実施

- (ア) 参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果を集計して報告すること。
- (イ) アンケートで把握すべきと考えられる項目について、提案すること。
- (ウ) なお、アンケート内容については県、受託者協議のうえ、決定すること。

(3) 地域おこし協力隊の活動状況や課題把握等による定着に向けたフォローアップ

① 対象

地域おこし協力隊（以下「隊員」と言う。）

② 内容

ア 活動状況及び課題把握

- (ア) 隊員の状況（活動内容、地域での生活、関係者との調整等）を個別に把握し、市町や関係機関への取次ぎ、助言、適切な情報提供等の支援について、特に人口規模の小さい基礎自治体を重点的に実施すること。
- (イ) 支援体制を示すとともに、具体的な対応手法を提案すること。
- (ウ) 支援の実施等について参加者に適切に周知すること。
- (エ) 上記(2)交流会で編成されたミニチーム単位の交流状況及び情報交換等の様子を把握し、必要に応じて助言や情報提供を行うこと。

(オ) フォローアップにあたっては、隊員の本務（自治体での業務や現地活動）に支障が生じないように配慮して実施すること。

イ 中間報告

(ア) フォローアップ実施状況について、令和8年9～10月頃を目途に、県に対し中間報告を行うこと。

(イ) 報告内容は、以下を含むものとする。

- ① 隊員同士の相互理解・連携の進捗状況
- ② ミニチームごとの交流状況、課題及び対応状況
- ③ 今後のフォローに必要な支援等

(ウ) 県は中間報告を受けた内容を市町村へ共有する。

(4) 業務報告

ア 受託者は本業務の実施結果について、報告書を作成し、県に提出すること。

イ 報告書には、実施状況が分かる資料（実績、写真、成果品等）を添付のこと。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

(3) 権利の帰属等

本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しな

ければならない。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者で協議の上、定めることができる。